

2021年4月1日

お客様各位

輸出トレーラー類内へのパーツ積載規定に関する重要なお知らせ

輸出するカーゴトレーラー・フラットベッドトレーラー・トラベルトレーラー・モーターホーム・配送バン(貨物容積25m³以上)・トラック・バスに関し、以下の事項を**全て満たす場合に限り**、パーツの輸送車輛内への積載を受付をさせて頂いておりますので、ご了承の程宜しくお願い申し上げます。また、条件が一つでも満たされない場合は、誠に申し訳ございませんが、積載をお断りさせて頂きますので、輸送車輛に付随するパーツ類の積載をご検討のお客様におかれましては、以下の事項に関し十分にご留意頂き、ご準備頂きますようお願い申し上げます。

1. パーツはトレーラー類の場合はその上部荷台部分からはみ出ずに、またモーターホーム、配送バン、トラック、バス等の車輛類は、その内部に積載すること。その際、パーツはラッシングベルト等の資材により確実に固縛され、海上輸送中の船体動揺による移動や荷崩れを起こさない対策が取られていること。また固縛に使用されるラッシングベルト等の資材は安全許容荷重を考慮した、パーツ荷重に見合った耐久性を有するものとする。尚、重心がトップヘビーとなるような車両設計上の計画外の位置への過積載や、車輛運転中の視界を遮ったり操縦性を著しく損なう積載は厳禁とする。
2. エンジン、トランスミッション、日用品、個人所有物、消火器、あらゆる液体物、並びに国際海上危険物規則(IMDG Code)に定められる危険物該当品は一切の積載を禁止する。
3. パーツ(ホイール単体・リム・バンパー・ガラス等)は箱に梱包すること。その際、異なる複数のパーツを、纏めて1つの箱に梱包することは禁止する。但しタイヤ(以下、ホイールを取り付けたタイヤも含む)だけは、例外的に箱に入れずそのままの積載を認める。
4. 車輛1台に積載できるパーツは、その大きさに関わらず最大6箱とする。
5. パーツの箱、タイヤ1個あたりのサイズ(長さ、幅、高さの3辺合計)は、最大で135インチ(3.43メートル)、重量は最大で70ポンド(32キログラム)以下であること。
6. パーツを積載を計画される場合、各パーツの荷姿並びに固縛状態を写真撮影し、パーツのパッキングリスト及びインボイスと併せて、ターミナル搬入前に弊社へご送付頂くこと。(写真は弊社側で船積みに適した状態であるかを確認する目的のみに使用)
7. 米国税関規則に従い、積載を予定する全てのパーツは事前に申告され、マニフェスト上に記載が為されていること。(一つでも書類に不備がある場合は、貨物自体の積載が不可になる可能性あり)
8. ターミナルにて車輛引き受けの瞬間からの、以下リスクに関しご了承頂けること。
 - 1) パーツに関しては海上運賃の適用外であるが、パーツの紛失、盗難及びダメージ等、如何なる損失が発生した場合でも、弊社は一切の責任を負わない。
 - 2) 米国税関(CBP)が実施する船積み前検査により、既にターミナルに搬入された車両を差し押さえることがある。
 - 3) 上記の各条件が満たされていないと弊社が判断した場合、車輛の船積みを延期、或いは輸送自体を引き受けできない可能性があること。

尚、本規定は弊社が米国税関の改善・変更指示を受けた場合、または荷役・輸送の安全上の理由により、改訂することがあること、予めご了承頂きますよう、お願い申し上げます。